

# 地域愛・<sup>うま</sup> 美し美浜 さらなる前進 まちづくり宣言

## 「まちづくり」3つの柱

### ①住んでいることに幸せと誇りを 実感できる「まちづくり」

- ◎地域愛に満ちた未来を拓く、ひと・地域づくりを進めます
- ◎健やかで温もりあふれる生活環境づくりを進めます
- ◎誰もが楽しく集い、安心して暮らせる社会基盤づくりを進めます

### ②夢と希望・活気あふれる産業を 育む「まちづくり」

- ◎美しい自然環境を育む農林水産業の活性化対策を進めます
- ◎若者に魅力のある商工業の振興と雇用対策を進めます
- ◎原子力や再生可能エネルギーと共生するまちづくりを進めます

### ③誰もが訪れたいくなる・住みたいくなる・ 応援したいくなる「まちづくり」

- ◎豊かな自然・食・心など「美浜ブランド」の魅力アップと情報を強力に発信します

## 「まちづくり」推進力

### 「まちづくり」を着実に推進するための 地域力・行政力の強化

- ◎住民と行政が地域課題を共有し協働で取り組む体制を強化します
- ◎健全で効率的・効果的な行財政運営基盤を深化します



#### ●プロフィール

戸嶋秀樹（としま ひでき）

昭和32年7月1日生（61歳）。宮代在住。

昭和57年4月に福井県庁へ奉職。福井県農林水産部農村振興課長等を歴任し、平成26年4月に美浜町副町長に就任。平成30年3月まで務める。

## 戸嶋秀樹新町長に聞く

山口治太郎前町長の任期満了に伴い、2月19日に町長選挙が告示され、戸嶋秀樹氏が無投票で初当選しました。  
今月号では、戸嶋新町長に今後のまちづくりの方針をお聞きしました。



美浜町のまちづくりについて語る戸嶋町長

## 「みんなで作ろう。幸せと誇りと夢と希望・地域愛あふれる『<sup>うま</sup>美し美浜』を目指して

——まずは、初当選された現在の心境をお聞かせください。

当選にあたり、これまで支援をいただいた方々に感謝を申し上げるとともに、一つの町を預かる職責の重さに身の引き締まる思いです。

山口前町長が20年間にわたり築きあげてきた財産を、引き継ぐものは引き継ぐ、磨くべきものは磨き上げる、新しい発想で変えていくものは変えながら、誠心誠意、町政の舵取りに臨む覚悟です。

——無投票での当選となったことを、どのように受け止めていますか。

昨年9月に立候補を表明後、訴えてきた政策が、町民の皆さんに理解と賛同を得られた結果であると受け止めています。今後は、政策を具体化し、成果を上げることが皆さんの負託に応えていきたいと考えています。

——町長が掲げている「地域愛・美し美浜」さらなる前進「まちづくり宣言」について教えてください。

自然、景観、伝統、文化、暮らし等、住んでいる地域を好きになる理由は、さまざまですが、「地域愛」とは、自分が住んでいる美浜が好きで、この町や地域、集落を良くしたいと思う心であると考えています。ふるさとを思う心は、誇りにつながるものでもあり、町民と行政が共にまちづくりを進めるうえで不可欠な要素です。

また、「美し美浜」は、美浜の数々の良さを一言で表す素晴らしい言葉です。前町長が町の総合振興計画に採用し、それ以降10年以上にわたり町民の皆さんに親しまれた言葉であり、町民共有の財産であると感じています。

この言葉を今後も大切に引き継ぐとともに、さらに魅力的な「美し美浜」を目指したいという思いを込めています。

「地域愛」と「美し美浜」を私の政策を象徴する言葉とし、これまでもまちづくりに関わっていただいた方々をはじめとして町民の皆さんと共にまちづくりをさらに加速させたいの思いを「まちづくり宣言」としました。

——「まちづくり」3つの柱について、それぞれどのような方法で進めていきますか。

●住んでいることに幸せと誇りを実感できる「まちづくり」  
まず「町民ファースト」でなければならぬと考えています。町に住んでいる人が「地域愛」を持ち、健康長寿で安全安心、笑顔で暮らせることで、美浜に住んでいることに誰もが自信と誇りを持つて活躍できる、一人ひとりが幸せを実感できるまちづくりが必要と考えています。

そのために、時代を担う子どもたちを地域愛で育む子育てや教育環境の充実、地育を育む郷土の保存・継承による地域コミュニティの充実・強化を図りたいと考えています。

また、町民の皆さんが健康で過ごせるように「げんげん歩楽寿」等、健康づくり事業にも更に力を入れるとともに、誰もが楽しく集える場所として、道の駅等の地域づくり拠点化施設の整備を着実に進めたいと考えています。

●夢と希望・活気あふれる産業を育む「まちづくり」  
町の経済基盤や環境を支える農林水産業や商工業がしっかりと息づき、次の世代を担う若者が夢と希望を持って取り組むことのできる産業となるよう育んでいきたいと考えています。

まず、農業では「強い農業・もうける農業」「生きがいづくり・むらづくり農業」の応援を継承し、水産業については、ひるが響や美浜熟成魚等の水産ブランドを中心に独自ルートの更なる拡大を目指します。

また、商工業では、若者が活躍できる町を目指し、地場産業の振興や若者の起業支援にも取り組むたいと考えています。

産業団地については、人口減少対策や雇用対策として非常に重要なため、一日でも早く、一社でも多く進出いただけるよう、トップセールスで積極的に誘致活動に取り組み、働く場の確保、雇用の確保を進めていきたいと考えています。

●誰もが訪れたい・住みたい・なる・応援したくなる「まちづくり」  
美浜を訪れる多くの方々に美浜の素晴らしさを感じていただけるよう、観光地の磨き上げを行うとともに、市町連携により、周遊滞在型の観光を推進していきます。

具体的には、2022年度末に予定されている北陸新幹線敦賀開業を大きな契機と捉え、地域の重要な資源である三方五湖ゾーン、新庄山里ゾーン、敦賀半島西海岸ゾーンの3つのゾーンに加え、歴史文化施設の有効活用を目指す歴史・文化・まちなみゾーンを合わせた4つのゾーンの魅力アップを進めるとともに、県や近隣自治体、関係機関と連携して周遊滞在型観光の推進に努めていきます。

また、県外で活躍しておられる本町出身の方々や教育旅行、フィールドワーク等で町内に滞在する方々に、美浜町の良さを知っていただき、美浜町を応援したいと感じていただけるよう、おもてなしや情報発信を進め、美浜町の応援人口の拡大に努めたいと考えています。

——「まちづくり」3つの柱を実現するための政策について教えてください。

「まちづくり」3つの柱を着実に推進するためには体制作りが不可欠であり、それには地域力と行政力の強化が欠かせないと考えています。地域力の強化については、前町長が掲げてきた町民と行政との協働をさらに深化させたいと考えて

おり、それぞれの地域で課題について話し合い、地域の皆さんで作る「集落元気プラン」の策定を進め、集落と行政の協働により課題解決を進めたいと考えています。

また、大学生や地元の若者の発想や視点を取り入れることも地域力の強化に必要です。本町は、大学等との交流協定締結や、フィールドワークの受け入れ等、大学生との接点が多く、学生と共に集落の課題や地域の課題等に向き合える機会を設けたいと考えています。

また、町の将来を真剣に考え行動する町内の若者や、ふるさと美浜を離れていても地元を思う気持ちを若者たちの声も聞いていきたいと考えています。

行政力の強化については、PDCAサイクルによる行政評価を徹底し、効率的な行政展開と行財政改革を推進するとともに、職員意識改革等、人材育成にも力を入れていきたいと考えています。地域力と行政力を強化し、3つの柱を実効性のあるものにしたと考えています。

——原子力行政については、どのようにお考えですか。

町は、原子力と共生するまちづくりを半世紀にわたって進め、発展してきました。

原子力行政については、住民理解を得ながら進めることが最も大事であり、前町長が進めてきた安全最優先を大前提とした重要性・必要性に関する理解を得る活動を継続したいと考えています。

また、原子力は、本町の産業振興や雇用促進に深く関わるものであり、廃炉ビジネスや雇用確保、資材調達、企業の技術力の向上等、地域経済の活性化につながるよう考えていく必要があるとともに、エネルギーと共生するまちづくりを進めるため、再生可能エネルギーを活用した地域振興や新たな活性化対策への取り組みを進めていきます。

最後に、町長から町民の皆さんへのメッセージをお願いします。

美浜町は、人や自然、伝統文化等がとても素晴らしく、町外や県外の方々からも高い評価を得ています。町民の皆さんも、美浜に自信と誇りを持ち、美浜をもっと好きになつてほしいと思っています。

現在、町では人口減少や少子高齢化の対策を進めています。まちづくりは町民の皆さん一人ひとりが主役として参加していただくことが不可欠です。

「夢があり、幸せを感じ、住んでよかった」と感じていただける町を目指し、皆さんとともにまちづくりを推進していきましょう。

# 予算

2月4日から開催された町議会で、平成31年度予算が可決されました。  
 なお、今回お知らせする予算は、任期満了に伴う町長選挙を控えていたことから、必要最小限の経費と継続事業の一部の経費のみを計上した、「いわゆる「骨格予算」となっています。そのため、政策的経費は、今後の補正予算で計上する予定です。

## 一般会計は前年度比9・3%減

一般会計の予算規模は、68億3,546万円、前年度に比べ、9・3%の減となりました。  
 歳入では、今回の予算は骨格予算で新たな政策的経費の計上を見送っていることから、繰入金、国庫支出金、県支出金の一部を見込んでいないため減額となっています。また、町債の減額については、臨時財政対策債及び建設事業債の減によるものです。

歳出では、総務費において、「福井しあわせ元気」国体・障害者スポーツ大会の終了に伴い、福井国体推進事業及び福井国体花いっぱい推進事業等の減により前年度に比べ、1億8,115万円の減額となったほか、農林水産業費では、収益性の高い水田農業経営確立支援事業等の減により1億9,379万円の減額、土木費では、町道佐柿・郷市線道路改良事業や町営土地改良事業等の減により1億7,554万円の減額となっています。

## 特別会計は前年度比4・4%増

特別会計の予算規模は、40億7,309万円、前年度に比べ、4・4%の増となりました。これは、産業団地事業及び住宅団地事業について、大規模整備が完了したことにより減額と

なった一方で、公共下水道事業において、佐柿、坂尻地区の公共下水道への接続工事実施により増額したこと等によるものです。

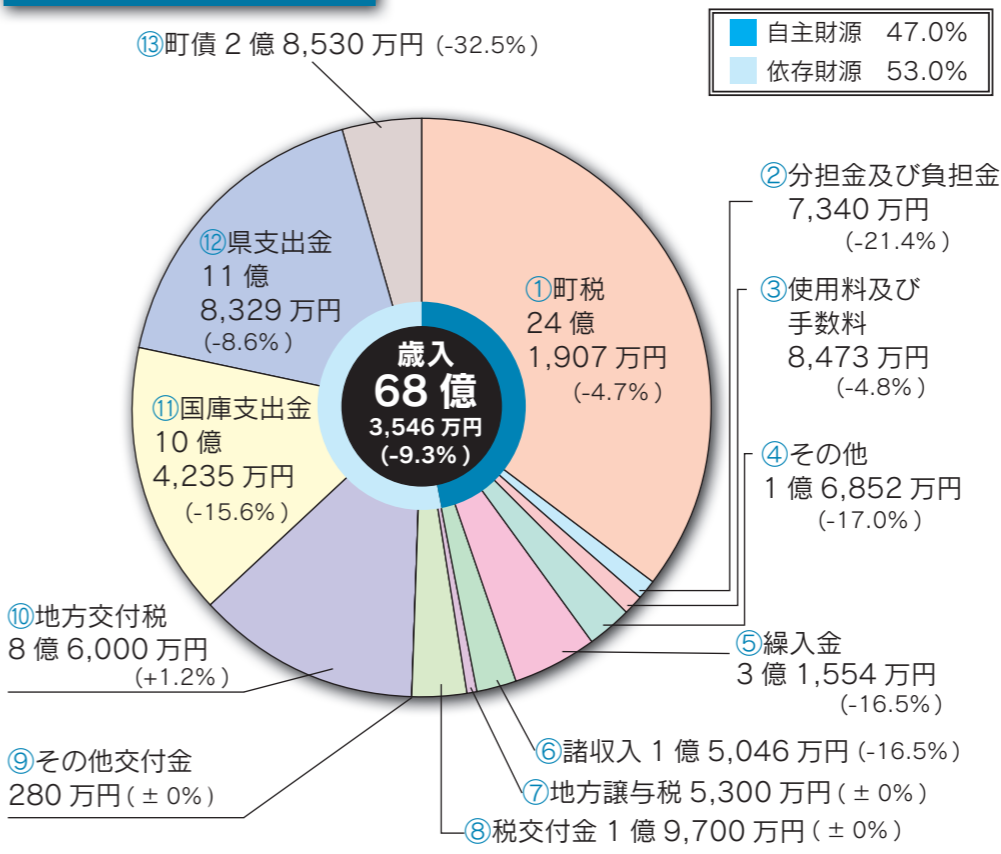
### 美浜町の3つの財布

町では、お金を出し入れするために3つの財布を用意しています。

- ① 一般会計  
町の基本的な行政サービスを行うために必要なお金を出し入れする財布で、通常はこの財布にお金を入れたり、そこから払ったりしています。
- ② 特別会計  
特定の事業を行うために必要なお金を出し入れする財布です。この財布の中には10個に仕切られており、「診療所事業」や「国民健康保険事業」等があります。
- ③ 企業会計  
一般の会社と同じ会計方式をとる財布で、現在、町には1つだけ「上水道事業会計」という会計があります。

## 一般会計歳入

※( )は対前年度比



### 予算総額

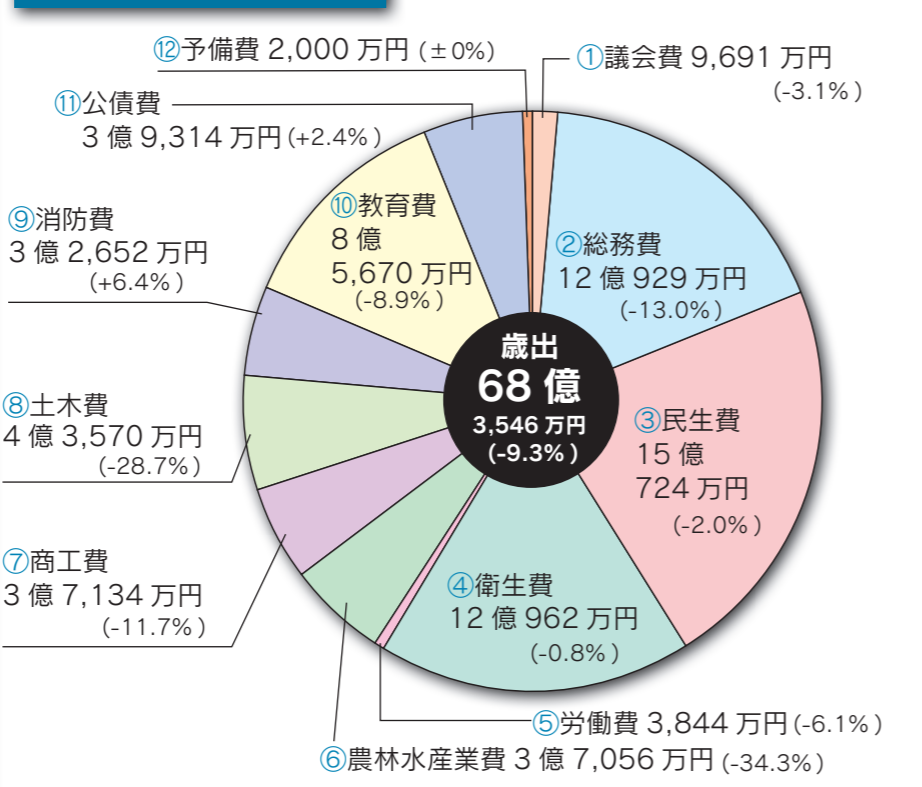
# 112億4,539万円

一般会計 68億3,546万円  
 特別会計 40億7,309万円  
 企業会計 3億3,684万円

※実際の予算額は千円単位ですが、分りやすくするため万円単位で表示しています。

## 一般会計歳出

※( )は対前年度比



## 特別会計・企業会計

※( )は対前年度比

会計区分	予算額	
特別会計	診療所事業	1億4,202万円(-6.5%)
	国民健康保険事業	12億1,921万円(+3.4%)
	後期高齢者医療事業	1億2,424万円(+3.0%)
	介護保険事業	12億2,396万円(+0.8%)
	簡易水道事業	1億9,721万円(-7.3%)
	集落排水処理事業	1億6,298万円(-0.4%)
	公共下水道事業	7億392万円(+38.0%)
	産業団地事業	- (-100.0%)
	住宅団地事業	1,975万円(-73.9%)
	道路用地取得事業	2億7,980万円(+5.4%)
合計	40億7,309万円(+4.4%)	
企業会計	上水道事業	3億3,684万円(+11.5%)

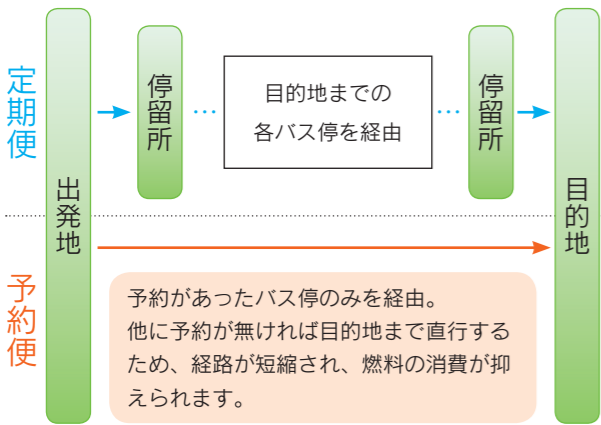
## 用語説明

- ### 歳入
- 町税…町民税、固定資産税、軽自動車税等、町に納められる税金
  - 分担金及び負担金…一定の事業により特別な利益を受ける者からその事業に要する経費の全部または一部を受益に応じて徴収するお金
  - 使用料及び手数料  
使用料…総合体育館等、公の施設の使用料等  
手数料…税の証明や住民票等の交付に対する手数料等
  - その他…財産収入、繰越金、寄附金
  - 繰入金…一般会計・特別会計・基金等の会計間で相互に資金運用するお金
  - 諸収入…他の収入科目に含まれない収入をまとめた科目。延滞金や預金利息、雑入等
  - 地方譲与税…自動車重量譲与税、地方揮発油譲与税
  - 税交付金…利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、環境性能割交付金
  - その他交付金…地方特例交付金、交通安全対策特別交付金
  - 地方交付税…地方公共団体が一定水準の業務ができるよう財政状況に応じて国から交付されるお金
  - 国庫支出金…国が公益性を認め、その事業を実施するために国から交付されるお金
  - 県支出金…事業等、特定の目的の財源として県から交付されるお金
  - 町債…各事業を行うために町が借り入れるお金
- ※自主財源…町が自らの権限で収入できるお金  
 ※依存財源…国や県等から交付されるお金  
 ※基金…その事業を行うために積み立てたお金
- ### 歳出
- 議会費…議会活動にかかる経費
  - 総務費…自治振興、広報、戸籍、統計、選挙等にかかる経費
  - 民生費…児童福祉・障がい者への福祉サービスや老人福祉の増進、保育園の管理・運営にかかる経費
  - 衛生費…保健衛生、ごみ処理等、衛生的な生活のためにかかる経費
  - 労働費…労働者への貸付等にかかる経費
  - 農林水産業費…農林水産業の施設整備・振興や農業委員会の運営に係る経費
  - 商工費…中小企業の振興育成・雇用促進、観光振興にかかる経費
  - 土木費…道路・橋・河川・町営住宅の管理や都市計画にかかる経費
  - 消防費…消防署や水防・防災対策にかかる経費
  - 教育費…小中学校の管理・運営や総合体育館等の管理・運営、社会教育、学校給食にかかる経費
  - 公債費…町債の元金及び利子の支払いにかかる経費
  - 予備費…予算編成で予期しなかった支出に対応するための経費

# コミュニティバスで 環境を考えよう

3月が終わり新年度を迎えると、学校や職場等への通学・通勤手段が変わる方もおられますが、近距離は「徒歩」や「自転車」、中・長距離は電車やバス等の「公共交通機関」のように交通手段を使い分けることは、環境への負荷を減らす上で重要です。

今月号では、町が運営する環境にやさしいコミュニティバス(以下、コミバス)について紹介します。



現在、コミバスの運行形態は、通学、通院等の利用者の多い朝夕の時間帯を運行する「定期便」と、利用者の少ない時間帯を運行する「予約便」の2つの方式を取っています。予約便では、事前予約のあったバス停のみを経由して運行するため、燃料の消費を抑え、二酸化炭素の排出を大きく削減できます。予約便の利用には、利用者登録や乗車1時間30分前までの事前予約が必要ですが、効率的で環境にやさしい予約便の利用を通して、皆さんも環境に意識を向けてみてください。

## 環境に配慮した運行形態

# 美浜の環境シリーズ 114 environment

# 美浜発電所の状況



美浜1号機	廃止措置中(平成29年4月19日～)
美浜2号機	廃止措置中(平成29年4月19日～)
美浜3号機	第25回定期検査中(平成23年5月14日～)

## 第199回美浜町原子力環境安全監視委員会を開催

3月1日に、第199回美浜町原子力環境安全監視委員会を町役場で開催しました。

今回の委員会では、発電所の周辺環境への影響等に関する福井県原子力環境安全管理協議会の報告のほか、美浜発電所1、2号機の廃止措置や3号機の安全性向上対策工事の状況について関西電力㈱に、高速増殖原型炉もんじゅの状況について日本原子力研究開発機構に説明を求めました。

また、もんじゅの使用済燃料やナトリウムへの搬出に向けた計画策定の状況について、もんじゅを所管する文部科学省から説明を受けました。委員会での主な質疑応答は次のとおりです。

### 美浜発電所の状況等について (関西電力㈱)

**問1** タービン建屋等の2次系設備の解体において、放射性物質がないことをどのように確認しているのか。  
**答1** 基本的には放射性物質については、管理区域の中で管理されており、管理区域外への放射性物質の漏えいはないものと考えているが、

万一、解体した機器に放射性物質が付着していたとしても、放射線を感知する仕組みを整えており、構外に持ち出せないようにしています。

**問2** 工事に伴いトラック等多くの工事車両が通行しているが、いつまで続くのか。また、3月中旬に原子力災害制圧道路の一部が開通になるが、工事車両の通行についてはどうなるのか。  
**答2** 現在は、土砂運搬等、土木工事を中心とした車両が多く通行しています。工事終盤は徐々に少なくなりますが、2020年7月の工事完了まで続く予定です。町内の通行にあたっては、安全最優先を徹底するよう注意喚起を行っています。

また、今回開通する原子力災害制圧道路の一部については、地元区とも相談した上で、現在の県道との合流地点の安全性等を考慮し、通行しない予定です。

**問3** 使用済燃料の中間貯蔵施設の候補地について状況はどうであるか。  
**答3** 平成30年中に具体的な地点を示すことが出来ませんでした。現在調整を進めている地点について、一定の手応えを感じており、2020年頃に地点を決定し、2030年頃からの操業を目指しているという考え方に変わりはありません。

万一、解体した機器に放射性物質が付着していたとしても、放射線を感知する仕組みを整えており、構外に持ち出せないようにしています。

## コミバスにお得に乗れるさまざまの制度

コミバスの利用料金は、大人(中学生以上)300円で、1ヶ月(平日のみ)利用すると約12,000円かかりますが、町では利用頻度が高い人も低い人もお得に乗れる制度を用意しています。

利用頻度が高い方には「定期券」をお勧めしています。定期券には普通・学生・シルバークラス(65歳以上)の3区分があり、どの区分の方が購入されても1ヶ月にかかる費用が半額程度となるため、通学・通院等でバスを利用される方にお勧めです。

反対に、バスの利用頻度が低い方には「回数券」をお勧めします。回数券は、100円分の券が綴られており、6枚1セットで500円のもの、12枚1セットで1,000円のものがあります。回数券はどなたでも利用可能で、現金で支払うよりも

### 定期券及び回数券の購入場所

種類	購入先
定期券	・町住民環境課 ・佐田出張所 ・美浜自動車(株) (美浜駅前)
回数券	・町住民環境課 ・佐田出張所 ・美浜自動車(株) ・コミバス車内

## もんじゅの廃止措置計画等について (日本原子力研究開発機構)



↑ 関西電力㈱から説明を受ける委員

**問4** これまでに使用済燃料の取出作業時にトラブルが発生し作業が中断しているが、現時点で原因はすべて究明できているのか。  
**答4** トラブルの原因は判明していません。現在は設備点検を実施しており、取出作業の再開を今年7月から予定しています。再開に向けてその原因対策が必要となるため、設備点検期間に取出装置等の対策を施し、作業再開の準備を行います。

本委員会では、今後も国の動向をはじめ、発電所の廃止措置作業等、原子力発電を取り巻く課題や問題等について適宜確認していきます。

安く利用期限もないため、いざ使うときに備えてご家庭に1セット買っておいてはいかがでしょうか。

## 高齢者の免許自主返納を支援

町では、65歳以上の運転者を対象とした運転免許自主返納支援事業を行っています。免許返納された方には、免許有効期限まで(※)利用できる「美浜町コミュニティバス無料定期券」を交付しています。また、免許返納時に運転経歴証明書を発行すると、協力事業所によるさまざまなサービスを受けられます。

運転に不安を感じる高齢者の方は、この機会に免許返納について考えてみてください。

(※)有効期限が1年未満の場合は1年間

町では、人や環境にやさしいまちづくりを進めるため、公共交通の利便性向上に努めています。今回の紹介で興味を持たれた方は、是非コミバスに乗車していただき町住民環境課までご意見をお聞かせください。

※お問い合わせ先

町住民環境課(担当:川尻/上登能)

☎ 32-6703

# 平成31年 美浜町区長名簿

平成31年の各区の区長さんは、次の方々です。(敬称略)

行政区名	氏名
早瀬	中島 正人
笹田	田辺 正
日向	高橋 正顯
気山	山口 竜也
大藪	浅妻 隆浩
金山	田邊 浩一
久保	浅田 和哉
郷市	田邊 富一
松原	四ツ橋 政和
久々子	武田 重弘
矢筈	濱岸 豊
河原市	市川 正義
南市	山口 治和
和田	伊藤 健二
木野	金松 治和
佐柿	南 孝治
麻生	佐竹 敏
中寺	大野 範夫
宮代	杉本 元一
小三ヶ	大塩 稔
新庄	高木 幸信
野口	木村 勇人
佐野	大塩 雅久
上野	原田 克美
興道寺	久保 俊一
雲谷	秋山 克巳
小倉	牧田 茂男
栄	仲嶋 孝行
坂尻	清水 美由紀
山上	橋詰 義雄
太田	山口 剛
佐田	辻原 隆
北田	高橋 秀一
菅浜	山本 孫実
竹波	澤田 忠義
丹生	谷口 芳哉
けやき台	丹羽 悠介

### 子育て支援センターの催しをお知らせします

○育児講座  
◆「子育てについて」

- 日時 4月24日(水) 午前10時15分～11時15分
- 会場 はあとぴあ
- 対象 どなたでも
- 講師 林昇平氏(子育てマイスター)
- 内容 ふれあい遊びを行います。
- 費用 無料
- その他 参加を希望される方は、4月22日までに申し込みください。

※お問い合わせ先  
子育て支援センター(担当・河村)  
☎32-0192

### 「国家公務員採用試験」が実施されます

◆総合職試験(院卒者・大卒程度試験)

- 第一次試験日 4月28日(日)
- 受付期間 3月29日(金)～4月8日(月)
- ◆専門職試験(大卒程度試験)
- 航空管制官
- 法務省専門職員(人間科学)
- 財務専門官
- 国税専門官
- 労働基準監督官
- 皇宮護衛官
- 食品衛生監視員
- 第一次試験日 6月9日(日)
- 受付期間 3月29日(金)～4月10日(水)

◆一般職試験(大卒程度試験)

- 第一次試験日 6月16日(日)
- 受付期間 4月5日(金)～4月17日(水)
- ◆専門職試験(高卒程度試験)
- 海上保安学校生(特別)
- 第一次試験日 5月12日(日)
- 受付期間 3月29日(金)～4月5日(金)

※受験案内等は、人事院ホームページをご確認ください。また、受験申し込みはインターネットより行ってください。

※お問い合わせ先  
人事院中部事務局  
☎052-961-6838

国家公務員採用試験 [検索](#)

### 下水道公共汚水ますの詰まりに注意ください

最近、下水道公共汚水ますに樹木の根が入り、排水管等が詰まる事例が増えています。宅地内の公共汚水ますや排水設備付近に植樹されている場合は、維持管理に努めていただくとともに、汚水ますの定期的な点検・清掃をお願いします。

また、トイレにウエットティッシュ等の水に溶けない物を流したり、排水口に油を流したりすると、排水管の中で固まり、詰まる原因となります。排水管が詰まると、各家庭の排水口から汚水が逆流し、多くの方に多大な迷惑がかかりますので、ご協力をお願いします。

※お問い合わせ先  
町上下水道課(担当・藤田/采野)  
☎32-1341

みんなで投票。みんなで参加。  
あなたの一票大切に

## 福井県知事選挙 及び 福井県議会議員選挙

### 投票日は4月7日(日)です

**投票時間**  
午前7時～午後8時(第1から第5投票所)  
※第6投票所(菅浜海の暮らし館)と第7投票所(エネルギー環境教育体験館)の投票時間は午前7時から午後7時です。

**期日前投票**  
投票日に仕事やレジャー等で投票に行けない方は、期日前投票ができますので、町役場へお越しください。  
■期間 知事選挙:3月22日(金)～4月6日(土)  
県議選挙:3月30日(土)～4月6日(土)  
(ともに午前8時30分～午後8時)  
※3月22日から29日までは、県議選挙の投票はできません。  
■会場 町役場1階 期日前投票所

**不在者投票**  
選挙期間中に仕事やレジャー等で町外に滞在している方、また指定病院や指定施設に入院、入所している方は、不在者投票が行なえます。  
※手続き等の詳細は、町選挙管理委員会へお問い合わせください。

※お問い合わせ先 町選挙管理委員会(町総務課内)担当・森下 ☎32-6700

### 教育委員会からのお知らせ

1月16日に開催された第1回美浜町教育委員会及び2月20日に開催された第2回美浜町教育委員会では、次の議案を審議し、すべて議決されました。

- ▼議案第1号 区域外就学について
- ▼議案第2号 区域外就学について
- ▼議案第3号 区域外就学について
- ▼議案第4号 区域外就学について
- ▼議案第5号 教育支援センター(適応指導教室)設置方針(案)について

- ▼議案第6号 区域外就学について
- ▼議案第7号 区域外就学について
- ▼議案第8号 美浜町教育支援センターに関する要綱の制定について
- ▼議案第9号 美浜町高等学校等生徒通学費助成金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について
- ▼議案第10号 美浜町放課後児童クラブ条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
- ▼議案第11号 美浜町伝統文化継承アドバイザー要綱の制定について

※お問い合わせ先  
町教育政策課(担当・浜野)  
☎32-6708

# お知らせ

Mihama Information

募集や案内等、さまざまなお知らせをお届けします。

### 町役場各部署直通電話番号

総務課	32-6700
企画政策課	32-6701
美浜創生戦略課	32-6715
エネルギー政策課	32-6716
税務課	32-6702
住民環境課	32-6703
福祉課	32-6704
健康づくり課	32-6713
商工観光課	32-6705
農林水産課	32-6706
土木建築課	32-6707
みはまブランド開拓課	32-6714
教育政策課	32-6708
生涯学習課(なびあす内)	32-1212
出納室	32-6710
議会事務局	32-6711
上下水道課	32-1341

### 町各施設電話番号

はあとぴあ	32-3111
なびあす	32-1212
町立図書館(なびあす内)	32-0083
きいばす	39-1116
丹生診療所	39-1301
東部診療所	37-2911
総合体育館	32-3200
エコクル美方	45-2300
子育て支援センター	32-0192
若狭国吉城歴史資料館	32-0050
歴史文化館	32-0027
給食センター	32-2111

**農用地利用計画の変更  
(農振除外)申請の受付について**

農用地(※1)を農用地以外の用途に利用するためには、農用地利用計画の変更(農振除外)申請(※2)が必要です。

町では、農用地利用計画の変更(農振除外)申請を次のとおり受け付けます。

(※1) 町が農業上の利用を確保すべき土地として指定した土地

(※2) 町農業振興地域整備計画における農用地利用計画の農用地区域から当該農地を除外する手続き

●申請期間  
4月1日(月)～5月7日(火)

●受付場所  
町農林水産課

●その他  
申請の際は、農地の位置や転用内容の確認及び申請書類の説明のため、事前に町農林水産課までご相談ください。

なお、農振除外は、町農業振興地域整備計画の変更を伴い、福井県の同意も必要であるため、すべての申請が認められるものではありません。

※お問い合わせ先  
町農林水産課(担当・大同)  
☎32-6706



**病児・病後児保育施設  
「はぴけあ」が4月8日から  
利用できます**

病児・病後児保育施設は、子どもの急な体調の変化やケガ等により仕事を休めない保護者のために、かかりつけ医の診断により、子どもを一時的に預かり、その症状に応じた保育を行う施設です。

4月8日からは、若狭町国民健康保険上中診療所に加え、敦賀市立敦賀病院東側に開設する敦賀市病児・病後児保育施設「はぴけあ」も利用できるようになりました。

- 施設概要  
敦賀市病児・病後児保育施設「はぴけあ」  
(敦賀市三島町1丁目4-24)
- 利用料金 1日2,000円 / 半日1,000円  
※生活保護世帯、住民税非課税世帯、第3子以降の登録者、ひとり親世帯の場合は、利用料金が免除されます。
- 利用日時 平日(月～金曜日) 午前8時～午後6時
- 対象児童  
病気または病気の回復期にある、町内在住の0歳(6カ月児)から小学校6年生までの子ども
- 対象疾患  
発熱や消化不良症等、子どもが日常にかかる疾患、水痘や風疹等の感染性疾患、喘息等の慢性疾患、骨折等の外傷性疾患等  
※個別の症状によっては、預かりをお断りする場合があります。
- 利用手続き  
①利用する日の前日または当日にかかりつけ医を受診し、診療情報提供書を記入してもらいます。  
②事前に電話またはホームページから施設を予約します。  
③利用日当日、施設に備え付けの申込書と診療情報提供書を施設に提出します。
- 予約連絡先  
☎23-2723  
URL: <https://hapicare.byoujiyoyaku.com>  
※電話、ホームページの利用は4月1日からとなります。

※お問い合わせ先 町福祉課(担当・今安) ☎32-6704

～ 美浜町国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入の皆さんへ～

**人間ドックの検診費用を助成します**

- 1 助成対象となるドック 1日ドック、2日ドック、脳ドック
- 2 対象者と募集人数

区分	美浜町国民健康保険加入者	後期高齢者医療加入者
対象者	検診日当日、35歳以上の被保険者で国民健康保険税に滞納がない世帯の方	検診日当日、被保険者で町税及び後期高齢者医療保険料に滞納がない方
募集人数	各ドック20人	各ドック5人

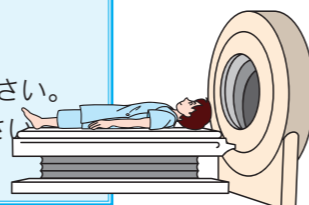
3 助成額 原則として、県内の医療・検診機関で受診した基本料金の約2分の1です。ただし、交通費やオプション等による追加料金は対象となりません。なお、助成限度額は次のとおりです。

■助成限度額

性別	1日ドック		2日ドック		脳ドック	
	一般的な検査料金	助成限度額	一般的な検査料金	助成限度額	一般的な検査料金	助成限度額
男性	43,050円	21,000円	65,730円	32,000円	44,100円	22,000円
女性	46,200円	23,000円				

4 申請手続き(助成までの流れ)

- ① 印鑑を持参し、町住民環境課窓口で申請書をお書きください。
- ② 町から助成決定通知書を送付します。
- ③ 検診機関に予約を取り、受診後に料金の全額を検診機関にお支払いください。
- ④ 受診結果・問診票・領収書・助成金請求書を町住民環境課に提出してください。
- ⑤ 指定口座に、助成金を振り込みます。



- 5 助成期限 2020年3月31日(火)までに受診した方
- 6 注意事項  
① 各ドックを受診する前に、必ず申請をお願いします。  
② 助成は、1日ドック・2日ドック・脳ドックのいずれか1つに限ります。  
③ 町が行う特定健診・長寿健診を受診する方は助成対象になりません(脳ドックを除く)。  
④ 助成期間内に定員に達した場合は、募集を締め切ります。

※お問い合わせ先 町住民環境課 ☎32-6703  
後期高齢者医療に関すること(担当・馬野)  
国民健康保険に関すること(担当・大同)

～ 就職・退職される方へ～

**国民健康保険・年金の切替手続きをお忘れなく**

4月から就職・退職等により健康保険が変更となる方は切替手続きが必要です。変更後は、14日以内に手続きをしてください。

1 退職された方で国民健康保険(国保)へ加入する場合

変更区分	手続きに必要なもの	
国保・年金	離脱証明書(資格等喪失連絡票)	社会保険等の資格を喪失した日や扶養等が確認できる書類

2 任意継続の保険資格を喪失された方で国民健康保険(国保)へ加入する場合

変更区分	手続きに必要なもの	
国保	任意継続の喪失証明書	任意継続喪失日の記載のある保険証、または保険者から発行される資格喪失通知書

3 就職し、国民健康保険(国保)から離脱する場合

変更区分	手続きに必要なもの	
国保・年金	国民健康保険証 就職先の保険証	就職された方及び被扶養者として認定された方すべての保険証が必要です。

4 大学や短大等へ進学するため町外へ転出するが、国民健康保険(国保)の加入継続を希望する場合

変更区分	手続きに必要なもの	
国保	国民健康保険証 在学証明書または学生証の写し	学生用保険証を交付します。

※お問い合わせ先 町住民環境課(担当・大同) ☎32-6703